

明治初年の神戸と宣教医ベリー

— 医療をめぐる地域の力学 —

田 中 智 子

はじめに

ベリー (Berry, John Cutting 一八三七～一九三六) は、一八七二年に来日し一八九三年に帰国するまで、神戸とその周辺、岡山、京都において伝道活動を展開した宣教医である。彼の活動時期は、各地において病院や医学校などの近代的医療制度が作り上げられていく時期にあたっており、それが医師ベリーと地域の行政・住民との結びつきをもたらすこととなった。それぞれの地域は彼が外国人であること、さらにはキリスト教宣教師であることを斟酌しながら、彼に近づきその力を求めた。

ベリーに関する研究は、『A Pioneer Doctor in Old Japan: The Story of John C. Berry』と『日本におけるベリー翁』とを基礎的文獻として進められてきたといえる。

前者は、ベリーの娘キャサリン (Berry, Katherine Fiske) が一九四〇年に刊行した伝記である。キャサリンが生前の父から聞かされた話を、一次史料で補完しながら叙述しており貴重である。しかしベリーを受け入れた側の論理

や態勢への視野をもっているわけではない。日本についてはむしろ、異文化としての社会風習に対するペリーおよびキャサリンの好奇心が強く感じられる書物であり、ペリーを通した一種の日本文化紹介書という性格も強い。

後者は大久保利武がペリー存命中の一九二九年にまとめたもので、略伝とペリー本人から寄せられた自叙伝のほか、和文の書簡・書類、日本人関係者の回想から構成されている。こちらは日本側との関係を知るうえで有益であるが、ペリーの側の一次史料に物足りなさがあり、回想における記憶のあいまいさや主観性など、検討を要する点も多い。

本稿は、ペリーと彼の最初の赴任地であった神戸との関わりに焦点を当て、宣教医と地域との関係を考えようとするものである。まず、ペリー来神以前の神戸における医療をめぐる動向を整理し（一・二章）、そのうえでペリーの活動を検討していきたい（三章）。ペリーの神戸での医療伝道活動について触れた文献は多いものの、その歴史的前提や事実経過が正確に把握されているものはほとんどない。ここでは、アメリカン・ボード宣教師文書中のペリー関係書簡・書類のほか、ペリーを受け入れた神戸の側の状況を語る公文書や居留地で発行されていた英字新聞を用い、前記二書も再検討しながら、実態の把握とその意味の考察に努めたい。

一、兵庫県病院 — 地方行政と医療 —

(一) 兵庫県病院の設立

日米修好通商条約により兵庫が開港するのは一八六八年一月一日のことであった。同年五月一九日、神戸外国事務局に病院御用掛が設置され、森信一（龍玄）^①が任命された。神戸に病院をつくる構想はここに始まったといえる。備中出身の森は、長崎養生所に遊学し蘭医ボードイン（Baudin, A.F.）に学んだ経験をもっていたが、^②病院は人命を

助け人を殖やし貧民を救う道であり、国家の欠くべからざる要務である、と訴え、摂津・播磨地域一円の有志者から醵金を集めていった。村単位に個人から少額ずつを集める方法を中心に、合計して八千両近くが集まった。なかには阪神間に赴任中の官僚、三井などの大商人の名前もみられ、多額を拠出している。一方、一八六八年五月二六日の太政官達において外国事務は開港地の各地方官に兼授させることとなり、七月二日より外国官判事・兵庫県知事に就任した伊藤博文が、兵庫県政として病院建設を実現していくこととなった。そして翌一八六九年四月二〇日、宇治野村（現下山手通二丁目）に得た献納地にて兵庫県病院の開院式が行われた。^③

実地の医療に関しては、伊藤のはからいでアメリカ人医師ヴェダー（Vedder, A.M.）が雇い入れられた。彼はアメリカ東インド艦隊の軍医として来日し、退職後は横浜居留地で診療所を開業していた。^④その後ジョセフ・ヒコの紹介により長州藩雇となり、その後新政府に出仕して神戸に赴任してきた。神戸ではアメリカ領事代理も務めている。

創設期の病院について注目すべき点は、開設から約二ヶ月後の一八六九年六月一二日付で、外国人向け新聞紙上に、“Kobe General Hospital”の診療広告が出されていることである。居留地外国人に対し、希望者は領事の文書を提示すれば入院できることが報じられている。署名は“Medical Director”（医事監督）であるヴェダーであり、県知事すなわち伊藤博文の命によることが記されている。^⑤これにより、“Kobe General Hospital”とは兵庫県病院のことをさしており、伊藤がこの病院を、日本人のみならず外国人も受け入れる施設として発足させたと推定できる。神戸では、外国人が居住する居留地の面積が圧倒的に不足していたため、周囲には広範な雑居地が設定されていたが、病院の置かれた宇治野村はこの雑居地の範囲内にあった。地域の日本人・外国人双方への医療を実施する機関として、地方行政府の設置による兵庫県病院が誕生したのである。

(二) 外国人の解雇と官立機関への依存

ヴェグダーはまもなく病氣にかかって勤務が滞り、自らアメリカ人医師ハルリスに代理を頼んだ。ハルリスとは、後に工部省鉄道寮の“Medical Attendant”として神戸に在住したことが確認できるハリス (Harris, J.) のことであるが、彼の勤務もやがて途切れてしまった。彼らが精力的に勤務しなかったのは、環境の整わない日本人病院に労力を費やすことのメリットを見出せなかったことも理由であったかもしれない。前年の一八六九年八月二四日から兵庫県権知事を務めていた税所篤はこの代理派遣を契約違反とみなし、ヴェグダーを解雇しようとした。だがヴェグダーは契約解消に応じず、兵庫県は事態の処理を外務省に求めた。結果、外務省とアメリカ公使との折衝により、六二五〇ドルという高額な給料の半分を支払ってヴェグダーは解雇となり、事態の收拾をみた。

外国人医師とのトラブルを経て、兵庫県は弁官に日本人医員の早急な派遣を訴えた。一八七〇年五月、当分大阪医学校から医師を出張させることが太政官から通達され、大助教篠原直路が派遣されることとなった。

大阪府では一八六八年一月二六日、医学修業の場として仮病院が開設されていた。明治二(一八六九)年八月になるとこれが大阪府医学校病院として正式発足した。明治二(一八六九)年一月からは翌年三月までの契約でボードインが着任し、彼の後にはエルメリンズ (Ermeins, C.J.) が赴任、一八七二年一月八日に学校が廃校されるまで、オランダ語による高レベルの医学教授を行った。大阪医学校は大阪府の管轄であったが、経費や運営は中央の官立医学機関である大学東校が担っており、実態は官立の医学学校であった。実際、明治三(一八七〇)年二月には直接大学の管轄下に置かれている。こうした経緯および兵庫県病院への篠原の派遣からわかることは、この段階での大阪医学校が、西日本における医療の中心となる最高レベルの官立機関であり、周辺地域である神戸に対する人材供給源となっていたということである。

篠原の登用とは、地域の外国人による指導構想が頓挫してしまつたところで、病院維持に協力的ではない彼らではなく、官の主導による大阪医学校で育成された日本人医師に人材を求めようとの方針転換が行われたものと位置付けることができよう。兵庫県病院総轄に任じられていた森信一も、大阪医学校が大学の直轄となつたことをうけるかたちで、一八七〇年七月二〇日からは大学官員となる。

以上の経緯にみられるように、一八七〇年半ばの兵庫県病院は、官立大阪医学校に依存した機関となつていたのである。

二、国際病院 — 居留民と医療 —

(一) 神戸居留地と病院設置構想

一方、神戸における医療の状況を考える上で見落とすことのできないのが居留地の動きである。

同時代の外国人は、横浜や長崎に比したとき、神戸と大阪は自治が成功した居留地だと評したといわれている。⁽⁸⁾ 神戸居留地は、一八六八年八月七日に取り決められた大阪兵庫外国人居留地約定書の規定に基づき運営されていた。日本側官吏（知事、後に県令）と各国領事と互選による居留民の代表三名によつて居留地会議（Municipal Council）が結成され最高意思決定機関となり、居留地資金をもとに自治的な行政を行つていた。道路・下水・街灯・取締などは自治行政の範囲であり、居留地会議の下部組織として土木・警察・財務・墓地といった委員会が設置され、行事局が決定事項を執行した。知事（県令）は居留地会議に参加はするが行政的関与はしなかつた。

開港当初から医師が来航し個人診療を行つてはいたが、外国人の間では神戸の衛生状態が大問題となつており、天

然痘やコレラなど疫病の蔓延が警戒された。翌一八六九年になると、寄付による病院設置の実現を訴える声が高がるようになった。こうしたなかで、先にみたように、一八六九年四月に誕生した兵庫県病院が外国人も受け入れたことにより、彼らに対する医療は保障される体制となった。日本側の行政と醸金に負うかたちで医療が実現したことへの喜びも当初みられる。しかし一年余りを経た一八七〇年五月の新聞は、この病院が満足な医療を行えていない悲惨なレベルにあり外国人患者は逃げ出してしまったとレポートし、アメリカ人医師（すなわちヴェダーかハリス）が実権を持っていない現況では改善も難しいと断じている。伝染病シーズンである夏を前に、自前の病院をもつ必要があるという論調が高まった。

同年七月二三日になって、病院基金の寄付者総会（“Meeting of the Subscribers to the Hiogo Hospital Fund”）が開催された。居留地会議は、賛意を示す居留民のリストを提示し寄付金が集まったことを述べて病院建設の必要を動議した。イギリス領事ガワー（Gower, A.J.）が、新しい土地の借用もしくは購入が認められるかを県側に尋ねたところ、返事が積極的でなかったことを報告した。そこで日本人病院すなわち兵庫県病院を共同利用する体制を考えるか、それとも何とかして土地を得て病院を新設するか、各国領事とドイツ人医師シュッケル＝フニンク（Shucker Humink, J.A.C.）による委員会を設置して検討を加えることになった。ここで指摘すべきは、病院建設にあたって、居留地の通常の財源を使うのではなく寄付による基金を設置し、それを運用するという醸金方式が採られていることである。基金を増やすため、チャリティー演芸会も開催された。医療といういわば地域住民全体にとっての福利に関わる分野において、財源が寄付金に求められていることは、日本側の兵庫県病院と同じ考え方に基いているといえるだろう。

(二) 国際病院の設立

それから半年余りが過ぎた一八七一年二月二日の寄付者総会で、神戸の外国人のための新しい病院の発足が決定した。¹⁵ 委員会は当初、居留地側が一割を負担することで日本側との共同施設を建設することを県側に提起していたが、県側の反応は鈍く、業を煮やした委員会は単独での病院創設を決めたのである。三名の居留民から権利譲渡の申し出のあった地所のうち、居留地に面した雑居地内にある生田神社前の地所が選ばれて、病院として使われることとなった。名称は国際病院（“International Hospital of Hiogo”）と決まり、二十条からなる規則が取り決められた。¹⁶ 二十五ドル以上を寄付した者のうちから選ばれた七人の理事が運営にあたることとなり、実質的な医療には寄付者によって選ばれた医事監督（“Medical Director”）が責任をもつという体制であった。¹⁷

発足にあたって問題となったのは、この病院が日本人を受け入れるかどうかということであった。受け入れを容認するイギリス領事ガワールと拒否するオランダ領事代理の Kortals, C.V. が対立した。後者の言い分は、国際病院は日本人医療が目的のではなく、外国人の医療に目的を特化した機関だということであった。日本側の消極性のために共同が成功しなかった経緯や圧倒的な医療レベルの差を考へてのことであろう。しかし前者は、居留地として未発達の神戸において経営基盤を確立することは容易でないことが想像されるなかで、日本人にも患者の受け入れ範囲を広げて収入を増やすことを訴えている。結果、症状の重い患者の場合のみ日本人や中国人も受け入れることになった。¹⁸

続いて三月九日の寄付者総会において医事監督の選出が行われた。候補者は前出のハリス、シヨッケル、フンニク、そしてクレイ（Cray）の三者である。この三名が当時神戸に在住する医師すべてであり、結果、シヨッケル、フンニクが全投票数七十一票のうち四十七票を獲得して医事監督に選ばれた。¹⁹

こうして一八七一年六月一日に国際病院が創業したのである。⁽²⁰⁾

発足した国際病院が抱えた問題は二つあった。一つは天然痘病舎の問題であり、もう一つは財政難であった。そしていずれについても兵庫県との関係が問題となった。

日本側から入手した場所に天然痘病舎が設置されることとなったが、建物が倒壊したため、一八七一年五月二三日の理事会では代わりの建物を立てるよう日本側に要求することが決議されている。⁽²¹⁾ 前年の十一月三〇日からは中山信彬が知事に就任し県政を統括していたが、中山は代替地を提供すると約束した。⁽²²⁾ しかし約束の履行は延期を重ね、四ヶ月後ようやく提示された場所は居留地から遠すぎて使い物にならず、結局は居留民から権利譲渡の申し出があった場所を利用することとなった。⁽²³⁾ 中山は病院隣接地の汚穢物の処理にも手をこまねくなど、居留地側の衛生問題に協力的ではなかった。⁽²⁴⁾

この問題に限らず、中山は居留民から不興を買っていたようである。岩倉使節団随行のために離任した際には、「読者の多くが喜ぶであろう」「前任地長崎同様に居留外国人との問題をうまく処理できなかった」などの悪評が新聞に掲載されている。⁽²⁵⁾ 代わって一八七一年二月三日からは神田孝平が兵庫県令に就任した。神田と面会した病院理事は、心意気のある人物だとの好印象を彼から得ていたが、その期待通りであり、居留民が提供を申し出た天然痘病院用の地所に神田は県費を投じた。⁽²⁶⁾

一方、病院の財政的な困難は、居留地会議の方においても問題視された。病人の内訳をみると、神戸に來航した船舶の乗組員や雑居地在住外国人が主であり、居留地内住民からの診療収入はゼロであった。発足時に受け入れをめぐってめめたにもかかわらず、日本人の來患もなかったようである。こうした状況に鑑み、一八七二年三月九日の月例居留地会議においては閉鎖を訴える声も上がるなか、再び兵庫県病院の一部を借り、外国人医師による外国人治療を

続けることが提案され、兵庫県に打診することが決まった。⁽²⁷⁾だが検討を快諾した神田県令からは、外国人受け入れの余裕がないという理由から不可との回答があり、居留地会議が神田県令に打診したことを病院理事會が勝手な越権行為であると非難したことも重なって、これは現実化しなかった。⁽²⁸⁾

開院から一年を経た一八七二年六月一四日の寄付者總會において、寄付が増えて経営状態が徐々に安定しつつあり、次年度の開院が可能となったと報告されている。だが医事監督のショッケルⅡフンニクが辞職を表明し、今度は後任の人選が問題となった。ハリスもクレイも新来のソーニクラフト (Thornicraft, T.C.) も就任を辞退するなかで、後任探しは急務となっていた。⁽²⁹⁾

以上がペリー来神直前の国際病院の状況であり、財政基盤確立の問題を経て人材確保に苦慮している状態であったと把握できる。

三、ペリーの医療伝道活動 — 宣教医と地域の動き —

(一) 国際病院とペリー

アメリカン・ボード宣教師ペリーが横浜を経て神戸に到着したのは一八七二年五月末のことであったが、そのまま神戸に落ち着いたわけではなく、先着の宣教師グリーン (Greene, D.C.) ・ギユリック (Gulick, O.H.) ・デイヴィス (Davis, J.D.) らとともに、博覧会の開催により外国人の滞在が許されていた京都を訪れた。地元の医師たちは彼の医学知識はむろんのことアメリカ社会そしてキリスト教にまでも関心を寄せ、府顧問山本覚馬の紹介で知事も面会の場を設けた。彼らはペリーの医学上のアドバイスへの感謝を惜しまず、京都に外国人が居住できないことを残念が

った。⁽³⁴⁾ こうした京都での歓待ぶりが、日本伝道における医療の有効性をペリーに認識させることになったと思われる。一方このとき神戸では、先に述べたように、居留外国人の国際病院が医事監督の後任を探していた。そこで浮上したのが、その六月にアメリカン・ボード神戸ステーションの一員として定住したばかりのペリーであった。彼は七月には国際病院の医事監督を引き受けた。⁽³⁵⁾ ペリーの神戸での医療活動は、雑居地の生田神社前で日本人対象の個人診療所を営むと同時に、この外国人対象の病院と関わり合いながら始まったのであった。

ペリー就任にあたっては、アメリカ商人フォープス (Fobes, A.S.) の役割が大きかった。

フォープスはペリーと同じアメリカ・メイン州のポートランド出身であり、長崎で商活動をした後、上海に本社を置き長崎・神戸・大阪に支店をもつ中日貿易商会 (China & Japan Trading Co.) の神戸支店長となつて来神した。⁽³⁶⁾

この会社は草創期の居留地において必要な資材や日用雑貨を取り扱つて商売をしていた。彼は一八六九年八月三日付で神戸着任を広告されているが、翌一八七〇年五月には、居留地に発足していた神戸フリーメイソン団の会長代理に選出されている。アメリカン・ボード宣教師のグリーンが神戸で外国人相手にプロテスタントの日曜礼拝をはじめたのはちょうどその頃であったが、建物を礼拝用に提供したのがフリーメイソンであった。さらにフォープスは、一八七一年四月一九日に居留地の外国人を対象とした教会 (翌年一月二三日完成のユニオンチャーチ) の建築計画が討議された折、アメリカ人代表として会同建築委員にも就任している。⁽³⁷⁾ つまり彼は、宣教師の活動に協力的な外国商人だったわけである。ペリーは、彼の会社を通じて海外から必要な薬を入手していたし、彼が帰国する折には、本国のミッション本部に紹介状を書き送っている。⁽³⁸⁾ ペリーを含めた神戸在住のアメリカン・ボード宣教師の活動を支援し、親交を続けた外国人がフォープスであった。

フォープスは一八七一年二月二二日の国際病院特別理事会から、急逝した理事に代わつて理事となつた。⁽³⁹⁾ その後

理事会議長となり、実際ペリーとの交渉に当たったのは彼だったようだ。

ペリーの本来の仕事は対日本人医療伝道であるから、国際病院医事監督への就任もそれに利するものでなくてはならなかった。彼は就任にあたって、その施設を日本人患者收容のためにも使わせてほしいと申し出、認められた。³⁹⁾ペリーにとってみれば、個人の診療所では望むべくもない整った環境の病院を、賃貸料や医療機器購入費を投じることなく利用できるこの話は望ましいものであった。いってみれば、神戸に着任したところ、願ってもない医療の器が前もって用意されていたのである。ペリーはボードの資金を投じてこの地所を入手できないかとも考えた。

財政の不安定な国際病院にしてみれば、ペリーという新たな医事監督の引き受け手が登場したことはもちろん、ミッションからの俸給を得ている彼に対しては手当てを気にする必要がないということが大きなメリットであっただろう。フォーブスはペリーの申し出に同意し、さらに、外国人患者の診察を続けるならば、建物の契約満了日すなわち次の年度末である一八七三年六月に、医療機器すべてをアメリカン・ボード側に寄付しようと申し出た。⁴⁰⁾この提案からは、国際病院の側が、居留外国人への医療が行われる環境さえ整うのであったら、居留地による公営的なこの病院をアメリカン・ボードという民間団体に委ねてしまってもよいと考えたと読み取ることができるだろう。

本国のアメリカン・ボード本部はこの問題に関して、ボードからの費用の捻出が不要でありペリー側が主導権を握れるならば、という条件の下に、ペリーの手に解決を委ねた。⁴¹⁾そのうちにフォーブスは、地所の購入費も居留民からの寄付によってまかない、一定年数(例えば五年)外国人を診療したなら、その後は土地も機器もボード側の所有として外国人を診なくてもよいとまで提案するに至った。⁴²⁾

病院理事会全体の合意に基いてはいるものの、伝道活動に協力的なフォーブスの主導性が大きく、独断的に事を進めたきらいもあったかもしれない。残念ながらその後の理事会の動向はわからない。⁴³⁾だがいづれにせよフォーブスの

協力的姿勢は、ペリーの医療伝道構想をさらに発展させることとなった。

(二) 総合医療施設構想

ペリーの頭に抱かれたのは、総合的な医療施設を設置しようという構想であった。

ペリーが来神早々、自分の診療所を雑居地外の兵庫市中に移転して出張診察したいと兵庫県に願い出たことを通じ、相当な医学の知識をもち日本人医療に関心をもつ彼の存在を県の側が意識することとなったと思われる。さらにペリーは囚人の解剖を願ひ出て、兵庫県病院に出張して実施してみせるといった活動も行うようになった。兵庫県も一八七三年一月になると病院内に解剖所を設置し、医学について時々ペリーの話を聞くようになる。

このように兵庫県およびその病院との関わりが出てくるなかで、ペリーは外国人居留民と日本側政府の両方から資金を調達し、双方の医療活動の一つにまとめ上げて神戸における総合的医療施設をつくることを考えた。

ペリーは国際病院に診療機能だけではなく教育機能もたせ、キリスト教に基く医学教育の中心施設とすることが必要だと考えた。教育については、自分ではなく別のアメリカ人医師を新たに招くことを考えていた。おそらく彼の頭のなかには、来日以前に知り合ったアメリカ人医師のことが思い浮かんでいたのではないだろうか。医学教師でもあるこの人物は、中国での医療伝道で名高いパーカー (Parker, P.) との交流を通じて日本での医療活動に興味を抱いており、ペリーは日本に渡る以前から、彼が数名の医師を引き連れて日本にやってきて医科大学を設立することができるのではないかとの展望を抱いていたからである。

国際病院を総合的な医療施設に発展させようというペリーの構想は、病院理事会の賛同するところとなり、後は兵庫県の側の合意を取り付けることが必要であった。そこで理事会議長とペリーは神田県令のもとを訪れたが、彼の賛

同するところとはならなかった。⁽⁴⁷⁾ 外国人を指揮者とすることに彼は反対であり、その理由はかつて医事監督であった外国人が不評だったからだと言った。神田はおそらく、三年前の兵庫県病院におけるヴェダーとのトラブルも考え合わせ、外国人主導による病院構想を拒否したものと考えられる。

県令の却下により計画は頓挫したが、ペリーの指導を受ける日本人医師たちがそれを聞きつけ、独立した診療所を開くための資金を出し合うこととなった。そして開かれたのが、多聞通二丁目の影山耕造所有宅での診療所である。ここは雑居地の外であった。

影山耕造はアメリカン・ボードによる神戸宣教の創始者グリーンのもとにやってきてバイブルクラスに参加した最初の日本人のなかの一人であった。⁽⁴⁸⁾ それは一八七〇年末ごろのことであったとされる。以後、神戸伝道の日本人の担い手として精力的に活動した。とりわけペリーとの関係が深くなり、彼に日本語を伝授し、自らも医者となった人物である。⁽⁴⁹⁾

一八七三年五月一日をもって、ペリーは国際病院医事監督の座を別のイギリス人医師（前述のソーニクラフトと思われる）に譲り渡している。⁽⁵⁰⁾ つまり総合医療施設構想が頓挫した段階で、ペリーは国際病院との関係をも切り、地元の日本人医師たちの援助による民間診療所に希望を託したことになる。この診療所は「恵濟院」とも呼ばれていたらしい。⁽⁵¹⁾

(三) 兵庫県病院（神戸病院）とペリー

ペリーの提起に対しては慎重さをみせた県令神田孝平であるが、彼の頭には別の構想がかたちを成していった。すでに神田はペリーの提起を受ける以前から、兵庫県病院の改組を進めていた。篠原直路の病没を受けて、一八七

二年三月二十八日、文部省出仕の大学小助教西春蔵と大得業生山田俊策（俊卿）が県雇として採用され、病院掛を命じられた。⁵²ここで病院スタッフの任免権は文部省から兵庫県の手に移ったといえる。

西春蔵はすでに明治四（一八七一）年七月より大学出仕の身分で兵庫県病院に在勤していた人物であるが、その前は大阪医学校に所属していた。⁵³また山田俊策も大阪医学校の出身であった。そもそもは豊後佐伯の出身であるが、長崎の蘭医マンスフェルト（Mansvelt, C.G. van）に医学を学んだ後、大阪医学校のボードインの下に学び、明治三

（一八七〇）年九月になって東京の大学東校に移った後、兵庫県病院掛に任命された人物であった。⁵⁴

約二ヶ月後の五月三〇日になって、西と山田は職を解かれ、十数名の医員もいったん罷免された。そして六月六日に西が病院長を命じられ、改めて医員が配置された。医員の大半は以前と同一人物であることが確認できるので、この措置は主に山田を外すためであった可能性もある。山田本人は、思うところあつて職を辞し、前述した多聞通のベリーの診療所において助手として医療活動に携わるようになったと回想しているが、公文書上では「本院改革」と表現される人事異動であった。

いずれにせよこの一連の人事は、病院が中央の官に依存する体制から、自立した公立（県立）体制へと展開を遂げたこと、そして人事刷新が行われたことを意味しているといえよう。そのうえで、院長の西春蔵からベリーに病院勤務の話がもちかけられたのである。

ベリーによると、西は、日本人の側にベリーの診療所が神戸病院から患者を取り上げてしまっているという嫉妬の念があると告げ、二者の利益を統合し、ベリーが神戸病院の建物を使って診療を行い薬代を日本人の寄付によってまかなう方法が得策であると提案したらしい。⁵⁵山田は多聞通の診療所の出資者でもあったが、自分の帰郷中に統合の話が進められたことに対し、嫉妬の念云々は姦人の讒誣であると表現している。⁵⁶ベリーの診療所を兵庫県病院に組み込

むというこの計画は神田と西の主導により進められたと思われるが、病院の人事刷新にはじまる一連の過程は、ある種断行的な改革であったともいえるだろう。

ペリーは西に対して以下のような八項目の条件を提示した。¹⁷⁾

- 一、貧しい日本人の病人はどの県に属そうとも、無料で薬を受け取ることができる。
 - 二、貧しい日本人の病人はどの県に属そうとも、ペリーと西の裁量によって慈善患者として受け入れられる。
 - 三、支払い能力のある者には薬代を要求する。
 - 四、西は現給をもって、病院維持に必要な数の助手とともに医師として在勤する。
 - 五、日本人の医学生はどの県に属そうとも、ペリーと西との裁量によって病院内で診察を見学したり症例経過を観察したりすることができる。
 - 六、現在自分が診療所としている影山氏所有の建物にかかった修理代と備品費用を県が補填し、所有権を県に移動させる。ただ、費用の寄付者であった山田は現在不在であり、この建物を所有しておきたがっていたので、彼が県に同額を返済すれば買い戻せる権利を保持しておきたい。
 - 七、宣教の仕事の都合で他所に移る必要のあるときは、ペリーは自由に病院から去ることができる。
 - 八、ペリーの労働は日本の貧しい人々苦しむ人々への贈り物であり、金銭的報酬は受け付けない。
- これは西を通じて神戸県令に届けられ、七月七日には了承の旨がペリーに伝えられた。
- ところでこの兵庫県病院はいつから「神戸病院」と呼ばれるようになったのだろうか。正式に名称が公立神戸病院と決定するのは一八七七年二月のことになる。だが一章で扱ったように、一八六九年六月には外国人が“Kobe General Hospital”と表記していることから、すでにそのころより通称として「神戸病院」と呼ばれていたとも考えられ

る。ペリーがアメリカン・ボード本部に送る書簡では通常「Native Hospital」と表現されていた。日本側史料においては、ペリーの条件提示を了承した一八七三年七月五日付の神戸県令発ペリー宛書簡のなかにはじめて「神戸病院」の文字を確認することができるため、本論ではこれ以降、この病院を「神戸病院」と表記することにす。

さて、ペリー登用にあたつての法的処置について考えてみよう。一八七二年一月七日公布の太政官達「県治事務章程」において、外国人雇用は上款すなわち主務省に稟議して許可を受けた上で施行すべき事項に属していた。つまりペリー雇用については内務省の許可を得なくてはならなかつたはずである。しかし興味深いことに、太政官や外務省など中央官庁の公式記録にはペリーが兵庫県に雇用されたという記載がない⁽⁵⁾。その理由を考えると、就任にあつての条件の最後で、ペリー自身が俸給の受け取りを拒否していたことに思いあたる。つまりペリーは厳密な意味での雇用—俸給を与える—というかたちで登用された外国人ではなかつた。一八七三年七月九日の文部省第百号は、府県に対して管下の病院について届出をすることを求めていた。雇用外国人がある場合には期限や給料など契約内容を知らせることが義務付けられている。だが八月三十一日に提出された兵庫県の病院概況報告書において、ペリーの名は出されてはいない。ペリーは稟議も報告もなされない中央とは無関係の無給外国人として、四年弱の間神戸病院に関わっていたのである。

神戸病院にとつてのメリットは、外国人雇用において予想される高額な俸給支払いを回避できるという金銭的問題だけではなく、外国人の正式雇用に伴い想像される本人あるいは中央官庁との種々のもめごと—契約上の報酬・地位・期間、キリスト教の問題等々—から免れることができるという点にもあり、ヴェグダー解雇時のトラブルを思い起こせば、この時の兵庫県のペリー登用方法は大変賢明な方策であつたといえるだろう。

注(5)に述べたように、一般のお雇い外国人の場合、組織内での自分の地位や日本人側との力関係の上下を問題視

することが多々みられる。しかしペリーの提示した項目をみると、病院内での自分の地位についての要求はなく、患者と医学生の受け入れについては院長である西春蔵と合議によって事を進めていくことのみが確認されている。こうしたペリーの地位にこだわらない態度も、県や病院の側にとっては好都合であったに違いない。なお正式な契約書などはないものの、ペリーは国際病院のときと同様に、本国に対しては自分の地位を“Medical Director”と表現している⁽⁶⁰⁾。

こうしてペリーは七月七日から県の病院で働きはじめた。当初、建物は汚れ五名の患者しかいなかったが、二週間ほどのうちに患者は二十八名（うち慈善患者が十四名）となり、外来も三十人程度に増えていったという⁽⁶¹⁾。以後の神戸病院は、日本人官吏を病院長とする公立機関ではあったものの、実質的には正式構成員ではないペリーが強い感化力を発揮しうる場として機能していくこととなる。

(四) 神戸病院の機能とペリーの評価

ペリーは週に三日神戸病院に赴き、診察を行った。患者の診察以外にペリーが神戸病院に持たせた機能は、以下の三つにまとめられるだろう。

一つめには医学教育機能である。一八六九年六月の居留地新聞における兵庫県病院についてのレポートは、ここに“class room”があることを伝えているので、この病院は最初からすでに教育機能を備えていたと考えられるが、ペリー着任直後の一八七三年八月末の文部省への届出は、院内に設置された医師の養成所について詳しく報告している。舎則や日課が定められ、西を含めた十名の医員と二十九人の生徒名が挙がっており、教科書にはアメリカのカツケンボスの文法書と物理書、ニールとスミスの医学書が使用されていた⁽⁶²⁾。西は大阪医学校出身であるからオランダ流医学

教育を受けた人物のほずであるが、このカリキュラムがアメリカ流となつてゐることに、早くもペリーの影響をみる
ことができる。神田県令は病院の医員が皆ペリーの門生となつてゐる状態であり、良医を雇うには資本が足りないの
でこの状態を続けていると説明した。⁶⁴ この養成所は一八七六年に神戸病院附属医学所として制度化され、現在の神戸
大学医学部の源流となる。

二つめには医療センター的機能である。ペリーは開拓伝道を重視し、医療活動を通じて神戸周辺の三田・明石・加
古川・姫路等にアウトステーション（出先拠点）を開設することに力を注いでいた。⁶⁵ それこそが自分自身の役割であ
ると認識し、神戸病院は他に任せようと考へていたほどである。開拓伝道が進むなかで神戸病院は、それぞれの地域
で診察しきれない患者を受け入れたり、各地域から来た医師・医学生により高い知識や技術を授けたりする役割を担
つていった。ペリーが勤務にあたつて要求した項目のなかに他府県の患者や医学生を受け入れることが挙げられてい
るのはそれを見越してのことである。県内の十九地域から二人ずつ医師を志す有望な学生を集め、貸与奨学金を与え
る制度も出来上がった。⁶⁶ つまり神戸病院は周辺を含めた地域医療の中央拠点となつたのである。

三つめには—これが宣教医ペリーの本領なのであるが—、伝道機能である。宣教師ペリーの個性とは、伝道の
かたわら日本の近代的医療体制の確立に心を砕いたことにあることは間違いないが、ペリーの医療への並々ならぬ熱
意を感じとつたアメリカン・ボード本部は、彼が伝道よりも医療に傾倒してしまうことを懸念し釘を刺している。⁶⁷ こ
れに対してペリーは、医者であるだけでなく宣教師なのであるということに自分は鋭敏であると弁明していた。⁶⁸ 彼は
日本人の医学生らがドイツ流医学の影響で懷疑論や無神論に傾いてゐるとの懸念を表し、キリスト教の下での医学教
育の必要を唱へてゐた。⁶⁹ 舍則では日曜日には休業日であり、ペリーは週三日の診察日以外に週一日病院に通い、医学校
生徒と聖書を学び折りを捧げてゐた。ペリーが勤務にあたつて要求した条件のなかに、伝道の容認を訴へる項目はな

い。神田県令は、県下のキリスト教的活動について伺い出るほどの事件はないと述べ、キリスト者の公然とした活動を憂慮し県吏員の心得を詰問した者に対しては、東京における同様の宣教活動について教部省が無言であることを引き合いに出し、これを不問すると答えていたようである。²⁰つまり双方ともこれをあえて問題化しないことにより、伝道活動の黙認という状態が続けられていたといえる。

理想的条件で勤務できるこの病院に、ペリーは高い評価を与えていた。一八七四年五月には、六百ドルという高額の月給をもつて、京都府の病院・医学校の現医師の後任となる話を持ちかけられたが、神戸での仕事がまだ始まったばかりであることを理由に、ペリーはこれを選択しなかった。²¹そこには、神戸のような契約を取り交わすことは難しいだろうとの判断が働いていた。また、ペリーは教会と同じように病院も日本人の自給で運営されるべきであると考えていた。²²その場合の自給とは、アメリカン・ボード本部の支援を得ないという意味ではなく、在留外国人の資金提供も受けないという意味を含んでいた。国際病院の拠点化が結局はうまくいかなかったことが念頭に置かれていたのだろう。地元社会の醸金により設立され、民費で維持されている神戸病院はペリーにとって納得できる態勢にあった。

ペリーはこうした病院の好環境が神田の裁量によることをよく承知していた。一八七六年九月三日に神田は県令を退き転出するが、これに遺憾の意を表し以後の成り行きを心配している。²³神田に代わって赴任してきたのは、兵庫県に併合された飾磨県で権令を務めていた森岡昌純であったが、ペリーは姫路方面への医療伝道活動を通じ、彼に対する一定の認識があった。この新来の権令はキリスト教への憎しみをもっており、ペリーに現在とは異なる中央政府との雇用契約を結びせ、また県政の力を増大させて、援助の名の下に民間診療所をすべて支配下に置くのではないかと危惧している。²⁴神戸病院が県の病院でありつつも、神田県政の下では民間病院的な性格を多分に帯びた自由度の高い

組織であり、それゆえ伝道拠点としても運営できていたことをペリーは認識していたのであろう。

ペリーは一八七七年四月から休養のために一時帰国することとなり病院を去るが、兵庫県にはアメリカから代わりの医師を招くよう促し、クリスチャンを紹介するつもりにしていた。²⁶⁾しかし彼の帰国後の五月から登用されたのは、県立新潟病院医学所から招かれたオランダ人医師ヘーデン (Heyden, W.H.) であつた。²⁶⁾以後神戸病院および医学所はオランダ流医学の時代を迎えることとなる。

まとめと展望

以上のように、ペリーと彼を迎え入れた神戸との間の医療をめぐる関係を考察してきた。

ペリー来神以前には、地方行政府と居留地との間で医療をめぐるかけひきが行われていた。当初は、行政府の設置した外国人を登用する兵庫県病院が居留地外国人も診察対象とすることが計画されていた。また居留地の側も、日本側の病院を共同利用するという選択肢をもち模索を重ねていた。しかし居留民内の反対意見の存在や大きくは行政府側の消極性により、日本人医療と外国人医療との共同は失敗し、両者は別々の道をたどる。居留民の側は居留地自治による国際病院を設立して外国人による外国人のための医療を図り、行政府側も兵庫県病院への外国人の登用を止め中央行政に依存した日本人による医療をめざす。だが前者は経営の確立に苦しみ、後者は高水準の医療の確立に苦勞する状況であつた。

この二者の關係に第三の勢力として飛び込んでくるかたちとなつたのが、アメリカン・ボード宣教医ペリーであつたといえる。ペリーは両者から歓迎された。神戸在留外国人に対する医療の確立を図る居留地は、ペリーの要求によ

り日本人も受け入れることを了承し、ペリーを国際病院医事監督とした。中央行政に依存しながら医療体制の確立を図っていた地方行政政府・兵庫県にとっても、ペリー来神の意味は大きかった。宣教師であるペリーは通常のお雇外国人とは違い、日本人と接触し日本社会の中に入っていくことをこそ目的としていたし、俸給を与えて正式雇員とする必要もなかったからである。県令神田孝平の意図は、外国人医療と日本人医療の分離は維持すること、その上で後者に關し、中央に依存した神戸病院を県政の自立性を確保するという意味において公立化し、実質面での医療の充実を図って、文字通りの地域医療を確立することにあつた。それを実現したのがペリーの存在であつた。

そしてペリーにとつても、神戸病院は医療宣教拠点として満足できる環境であつた。当初は居留民の国際病院を利用した総合的な医療施設の設定構想を抱き、その頓挫の後には日本人医師有志の支えによる診療所を拠点にと考えていたが、神戸県政のもとで公的機関である神戸病院に受け入れられ裁量をふるい、思うような医療と伝道とを行うことができた。一八七〇年代前半における兵庫県とペリーは双方にとつて幸せな関係を結びえたといえる。

本稿は地域社会と宣教界との関わりを考える研究の一環であり、比較検討を視野においている。例えば神戸の隣において同じく自治的居留地を含む地域社会を形成した大阪の場合、全く違つた状況展開をみせたことを指摘できる。大阪では居留地や地方行政政府ではなく、第三高等学校前身校が宣教界との関係を築いてい¹⁷⁾つた。つまり、宣教界に相対する地域側の主体は、文部官僚に主導される官立教育機関であつたということになる。これを念頭に置くと、当初の居留地との関係や地方行政政府との深く良好な関係は神戸の宣教界の特色だといえよう。また地域の側が宣教師の助力を求める場合、宣教師のどういった能力に期待を寄せるのかはそれぞれ異なる。神戸の場合、兵庫県はお雇外国人を登用した洋学系の学校も設置していたにもかかわらず、語学教育を中心とする洋学の伝授という教育行政の分野において、宣教界の力を利用しようとした形跡はみられない。ペリーが医療の能力をもたなければ居留地との関係も

なかったであろうことを含め、宣教界と地域とが医療を柱とした関係を結んだことが神戸の特徴だといえる。洋学一般と医療とが地域に対して有する意味の違いについても考える必要があるだろう。

こうした比較史的論点については、今後考察を深めていきたい。

- (1) 以下一章の病院設置に関する兵庫県の変遷についての記述は、『兵庫県史』史料編 幕末維新二（一九九八年）の七一九～七二九頁、七四一～七五六頁所収の兵庫県史料に基づく。なお、本論での年月日表示はすべて西暦による。明治五年以前については、和暦表示が年月しかなく、西暦への変換が不可能なときにのみ和暦表示とする。
- (2) 森信一については藤田英夫「神戸病院総轄 森信一（龍玄）像を求めて」（『神戸市史紀要 神戸の歴史』第二〇号 一九九〇年三月）を参照。なお欧米人の名前のカタカナ表記に関しては、諸文献においてもっとも一般的だと思われるものを使用していく。
- (3) この病院のことは以下便宜上兵庫県病院と記す。名称についての考察は三章（三）節参照。
- (4) ヴェダーについては藤田英夫「ヴェダーのみた幕末・維新期の医学の実情―ヴェダーと神戸」（『神戸史談』二六一号 一九八七年八月）を参照。
- (5) 『The Hiogo & Osaka Herald』No.76 (1869.6.12)（『日本初期新聞全集』第三巻 ぺりかん社 一九九〇年に所収）。以降の英字新聞は注記のない限りすべて『日本初期新聞全集』に収録されたものを使用する。ところでこの記事を紹介した「ヒョーゴ・アンド・オーサカ・ヘラルド（三）」（『神戸市史紀要 神戸の歴史』第六号 一九八二年三月）は、これが居留民により拠出された資金で開設されたものである可能性も示唆しているが、これは日本側の政府が設置した兵庫県病院のことである。また、同論文は「Medical Director」を「院長」と訳しているが、日本語訳の問題は難しい。お雇い外国人については、当人と雇用了日本側との間にその地位に対する意識の差が存在しトラブルの起こることが多々ある（拙稿「造幣寮におけるお雇い外国人の処遇問題」朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質』近世・近代 思文閣出版 一九九五年）。ヴェダーの場合は、日本側の記録に地位を表わす日本語が残っていないが、日本側は「Medical Director」に、人事・財政など病院行政上のことを含まず、医事上の事柄だけに関する監督者、という含みを見出していると思われる。「院長」と訳すと病院行政面での最高決定権も有するように聞こえるため、ここでは「医事監督」と訳してみた。なおヴェダーは、英字新聞上「Medical Officer」とか「Medical

- Attendant”などと呼ばれてゐることもある。
- (6) ユネスコ東アジア文化研究センター「資料御雇外国人」(小学館 一九七五年)、「The Japan Gazette Hong List and Directory 1872」(神戸市文書館複写所蔵)
- (7) 以下大阪医学校については、「医学校病院の開設」(京都大学百年史、総説編 一九九八年)を参照。なお本論において「官立」というときは政府直轄を意味し、府県立(公立)は含めないこととする。
- (8) 以下居留地の行政のしくみについては、大山梓『旧条約下に於ける開市開港の研究』(鳳書房 一九六七年)、洲脇一郎「居留地の自治と警察」(神戸外国人居留地研究会編『居留地の窓から 世界・アジアの中の近代神戸』ジュンク堂書店 一九九九年)を参照。
- (9) “The Hiogo & Osaka Herald” No.17 (1868.4.25)
- (10) “The Hiogo & Osaka Herald” No.65 (1869.3.27) 前掲「ゴート・アンド・オサカ・ハラルド(三)」は“‘The Hiogo & Osaka Herald’ No.63 (1869.3.17) の記事から、この折に居留地会議に病院委員会が設置されて寄付を募ったことであるが、それは横浜の事情の誤りゆゑ、神戸で病院設置への具体的動きが起きるのは一年以上後のことである。
- (11) “The Hiogo News” No.65 (1869.7.14)
- (12) “The Hiogo & Osaka Herald” No.114 (1870.5.5) この時期の居留地新聞二紙の性格の違いを指摘するならば、“The Hiogo & Osaka Herald”の方が“The Hiogo News”より日本側に対して辛口な傾向をみせてゐる。
- (13) “The Hiogo News” No.172 (1870.7.27)
- (14) “The Hiogo News” No.177 (1870.8.13)
- (15) “The Hiogo News” No.234 (1871.3.1)
- (16) この病院を「万国病院」と訳する文献もあるが、本稿では「国際病院」と表記する。
- (17) 国際病院の“Medical Director”については、日本側との雇用関係がないため「院長」と訳してもよいと思われるが、前出の兵庫県病院の場合にならび「医事監督」に統一した。
- (18) この決定にみられるように、居留民が“Foreign”といつたときそこに中国人は含まれていない。本論中でも当時の呼称に従い一貫して「外国人」を使用した。本来は「欧米人」とでも記すべきである。そのことは特記しておきたい。
- (19) “The Hiogo News” No.247 (1871.3.11) 彼は開港時から外科と出産の診療所開設の広告を新聞に掲載してゐる (“The Hiogo

& Osaka Herald" No.4 (1868.1.25))。

- (20) "The Hiogo News" No.261 (1871.6.3)
- (21) "The Hiogo News" No.276 (1871.7.26)
- (22) "The Hiogo News" No.283 (1871.8.19)
- (23) "The Hiogo News" No.313,315 (1871.12.2,12.9)
- (24) "The Hiogo News" No.290 (1871.9.13)
- (25) "The Hiogo News" No.316 (1871.12.13) 長崎県大参事時代に浦上切支丹逮捕を命じ、兵庫でも市川栄之助を逮捕するなど、キリスト教にも敵うかかった官吏である。
- (26) "The Hiogo News" No.326,343 (1872.1.17,3.16)
- (27) "The Hiogo News" No.342 (1872.3.13)
- (28) "The Hiogo News" No.343,352 (1872.3.16,4.17)
- (29) "The Hiogo News" No.370 (1872.6.9)
- (30) "The Hiogo News" No.373 (1872.6.29) なお前掲『日本におけるペリー翁』本文には「ドイツ人シヨッケル博士が帰国しなげればなかなは事情に迫られて来た」とある。
- (31) J.C.Berry 1872.6.17 (同志社大学人文科学研究所蔵アメリカン・ボード宣教師文書マイクロフィルム、以下同)。以下引用するペリーの書簡は、断りのない限り本国のアメリカン・ボード本部のN.G.Clark宛。『日本におけるペリー翁』所収の自伝には「京都府が病院にドイツ軍医を招くのに對抗して（京都府療病院のヨンケル (Yunker von Langegg, F.A.) 招聘のことひまらう) 京都の医師たちが自分を招いて病院を建設しようとしていたが、それを断ったとの旨が記されている。
- (32) J.C.Berry 1872.7.19
- (33) J.C.Berry 1872.11.9, "The Hiogo & Osaka Herald" No.42 (1868.10.17)
- (34) "The Hiogo News" No.73 (1869.8.11) など。同社の広告は同新聞ではしばしば掲載されている。
- (35) フォーブスの神戸での活動については、堀博・小出石史郎訳「シャパン・クロニクル紙ジュゼビリーナンバー 神戸外国人居留地」(神戸新聞出版センター 初版一九八〇年) からこころした断片的情報を得ることができる。
- (36) 前掲"A Pioneer Doctor in Old Japan" (S'A Yankee Teaches the Samurai)

- (37) J.C.Berry 1876.4.15
- (38) "The Hiogo News" No.326 (1872.1.17)
- (39) J.C.Berry 1872.7.19.11.9
- (40) 同右
- (41) N.G.Clark to J.C.Berry 1872.12.26.1873.4.6 (同志社大学総合情報センター所蔵「Papers of the American Board of Commissioners for Foreign Missions」ペーンロンナム Unit Letters to Foreign Correspondents Reel24)
- (42) J.C.Berry to M.L.Gordon, O.H.Gulick 1873.2.15
- (43) 前掲『日本初期新聞全集』所収の「The Hiogo News」No.373 (1872.6.29) までである。それ以降も発行はされているが、No.736 (1876.1.1) これ以降は複写版を神戸市立文書館が断続的に所蔵に至る間の号の現存を確認できない。一八七二年七月以降の国際病院側の動向が詳しくわからないのが惜しまれる。
- (44) この段落の記述は前掲『兵庫県史』七三二―七三五頁所収の兵庫県史料による。移転願については兵庫県から外務省に伺出がなされたが、外務省は許可するべきではないと回答した。一方解剖願についても同様に伺出がなされたが、こちらは認められていない。
- (45) J.C.Berry 1873.4.18
- (46) J.C.Berry 1872.3.1
- (47) J.C.Berry 1873.4.18
- (48) 以下影山およびグリーンについては茂義樹「明治初期神戸伝道とD・C・グリーン」(新教出版社 一九八六年)を参照。
- (49) 明治五(一八七二)年五月付の兵庫県への医学入門願が残っている(前掲『兵庫県史』七五六頁)。
- (50) 前掲『日本におけるペリー翁』には、「日本人への施療は」万国病院の管理者たる英国医師の拒絶するところとなつたため、せっかく志した氏(ペリー)の計画も遂に挫折せんとした(横川四十八「恩人ジョン・シー・ペリー氏を迎ふ」、「内筆者」などの記載があるので、このソーニクラフトが国際病院での日本人医療に反対した可能性がある。なお国際病院は翌一八七四年になって山本通一丁目に移転し、以後も続いた(前掲『神戸居留地』)。
- (51) 「恵濟院」の名は、ペリーが神戸病院を退く際の兵庫県権令森岡昌純からの感謝状(一八七七年四月一七日 前掲『日本におけるペリー翁』所収)にみられる。前掲『兵庫県史』七三五頁所収の兵庫県史料では「施業院」である。

- (52) この人事異動については前掲『兵庫県史』七三一、七五五〜七五六頁の兵庫県関係史料による。
- (53) 『明治二己巳年十一月より同四辛未年九月五日迄 職務進退留』（京都大学人間・環境学総合情報センター図書館舎密局・三高関係資料室所蔵 六九〇〇〇五）
- (54) 『山田俊卿先生小伝』（心学明誠舎 一九二二年）
- (55) J.C.Berry 1873.7.23
- (56) 前掲『山田俊卿先生小伝』、および山田俊卿「ペリー先生の来遊を聞きて」（前掲『日本におけるペリー翁』所収）
- (57) J.C.Berry to Dr.Nishi（日付なし）。ペリーからアメリカン・ボード本部に写しが送られた。県側の和文は前掲『兵庫県史』七三五頁所収。両者の内容はほとんど同じであるが、和文の第六項では、山田の買戻しの権利については触れられていない。また第七項の「宣教の仕事で」という文言は削られている。ここに県の意図性をみることが出来る。
- (58) 前掲『兵庫県史』七三六頁
- (59) 前掲『資料御雇外国人』には一八七九年の岡山県による雇員からの記録しかない。
- (60) J.C.Berry 1877.3.2
- (61) J.C.Berry 1873.7.23 ただし前述の兵庫県の概況報告書では、一八七三年七月の入院患者は三十九人、外来患者は百七十五人となっている。
- (62) “The Hiogo News” No.65 (1869.7.14)
- (63) カッケンボス（格賢勃斯）の書籍は当時日本では広く使われていた。また「新児氏及私繆篤氏」の「七科略説」については、東京大学総合図書館編『東京大学総合図書館古医学書目録』（日本古医学資料センター 一九七八年）、慶応大学医学情報センター編『古医学目録』（医事通信社 一九七三年）のなかに、尼見・私密斯合著『解剖接要』や尼見・薩美斯共編『解體説約』といった書籍の存在を確認できるので、アメリカのニールとスミスによる医学書と推定した。
- (64) 兵庫県令神田孝平事務引継演説「病院の事」（前掲『兵庫県史』二三四頁）
- (65) J.C.Berry 1876.4.18 神戸周辺のアウトステーションにおけるペリーの医療活動と各地域の行政主体・住民との関わり、ペリーの医療伝道構想の全体像、ペリーの薫陶を受けた日本人の活動などについては、稿を改めて論じたい。
- (66) J.C.Berry “Medical School”（年月不明、前掲同志社大学総合情報センター所蔵マイクロフィルム Unit3 Mission to Asia Mission to Japan Reel327 Report of Medical Work）

- (65) N.G.Clark to J.C.Berry 1873.4.6
(66) J.C.Berry 1873.6.2
(69) J.C.Berry“Thoughts on Medical Missions in Japan” (年月不明)、『前掲“Medical School”』
(70) 前掲兵庫県令神田孝平事務引継演説「耶穌教の事」
(71) J.C.Berry 1874.5.18 京都府の病院とは京都療病院のことであり、辞める予定の医師とは前出のマンズフェルトだと推定できる。
なほこの情報をペリーに伝えたのはフォーブスであった。
(72) J.C.Berry 1874.2.18.7.11
(73) J.C.Berry 1876.9.30
(74) J.C.Berry 1877.2.2
(75) J.C.Berry 1877.3.2
(76) 「神戸病院の設立と医学教育」(『神戸大学百年史』通史一 前身校史 二〇〇〇年)
(77) 拙稿「第三高等学校前身校とキリスト教界」(『日本歴史』第六四三号 二〇〇一年十二月)